

福山市工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月30日

福山市長 枝 広 直 幹

訓令第4号

福山市工事検査規程の一部を改正する訓令

福山市工事検査規程（昭和56年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(検査体制)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請負金額が<u>200万円</u>以上500万円未満の工事の検査については、技術検査課の職員、技術担当課の担当次長以上の職にある者又は当該工事を担当する課の担当次長以上の職にある者（いずれも技師に限る。）のうちから技術検査課長が工事ごとに指定した者がこれを行う。</p> <p>4 請負金額が<u>200万円</u>未満の工事の検査については、当該工事を担当する課の担当次長以上の職にある者（技師に限る。）のうちから当該工事を担当する課長（以下「工事担当課長」という。</p>	<p>(検査体制)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請負金額が<u>130万円</u>以上500万円未満の工事の検査については、技術検査課の職員、技術担当課の担当次長以上の職にある者又は当該工事を担当する課の担当次長以上の職にある者（いずれも技師に限る。）のうちから技術検査課長が工事ごとに指定した者がこれを行う。</p> <p>4 請負金額が<u>130万円</u>未満の工事の検査については、当該工事を担当する課の担当次長以上の職にある者（技師に限る。）のうちから当該工事を担当する課長（以下「工事担当課長」という。</p>

) が工事ごとに指定した者がこれを行う。

5 (略)

(検査実施の手続)

第8条 請負金額が200万円以上の工事担当課長又は主管課長等は、検査を依頼するに当たっては、検査依頼書に検査に必要な書類を添えて技術検査課長に送付しなければならない。

2 (略)

) が工事ごとに指定した者がこれを行う。

5 (略)

(検査実施の手続)

第8条 請負金額が130万円以上の工事担当課長又は主管課長等は、検査を依頼するに当たっては、検査依頼書に検査に必要な書類を添えて技術検査課長に送付しなければならない。

2 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。